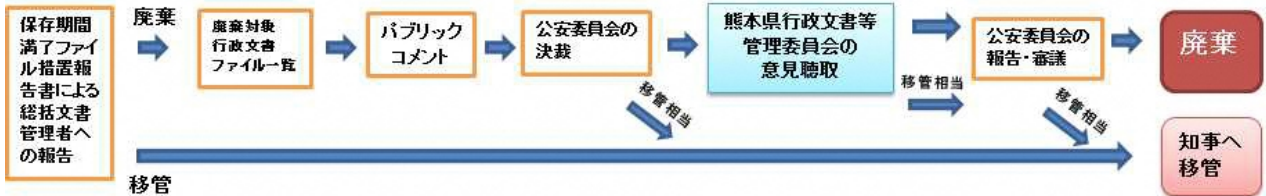


行政文書の廃棄に関する意見聴取について(公安委員会)

1 県警察における行政文書の移管・廃棄手続について

公安委員会が保有する行政文書の管理にあつては、熊本県公安委員会行政文書管理規則に基づき、総括文書管理者である総務課公安委員会事務室長の下実施しており、平成27年1月の条例施行後、本手続による行政文書の移管・廃棄は第2回目となります。

移管・廃棄に当たっては、手続きの公正性及び透明性を確保するため、公安委員会事務室員による精査、パブリック・コメント及び公安委員会の決裁を経て実施しています(下図参照)。



2 移管・廃棄手続対象行政文書ファイルについて

- (1) 廃棄対象行政文書ファイル
平成30年5月31日までに保存期間が満了したファイルのうち、平成27年(年度)以降に作成・取得したものが対象です。
- (2) 廃棄対象行政文書ファイル数
11冊
- (3) 参考(移管とした行政文書ファイル)
0冊

3 これまでに行った手続について

- (1) 県警察の公安委員会の庶務担当課員(公安委員会事務室員)による精査等
警察法第44条により、公安委員会の庶務を行う県警総務課員(公安委員会事務室員)が以下により精査しました。
 - ア 精査期間
令和元年8月から令和2年7月まで(約1年間)
 - イ 精査内容
保存期間満了ファイル措置報告書の審査及び重要と思われる文書の現物確認を行い、移管・廃棄の是非、保存期間の確認等の精査を行いました。
 - ウ 公安委員によるパブリックコメント実施に関する決裁
9月10日の公安委員会において、パブリックコメントを実施する旨決裁を仰ぎ、各委員にホームページ掲載予定の廃棄対象ファイル一覧の閲覧を依頼しました。
- (2) パブリック・コメント(県民からの意見聴取)
 - ア 意見聴取期間
令和2年9月14日(月)から10月13日(火)まで
 - イ 聴取方法
熊本県公安委員会ホームページに掲載して意見聴取を実施しました。
 - ウ 県民から提出された意見
0件(アクセス数173件)
- (3) 行政文書等管理委員会の意見聴取に係る決裁
 - ア 決裁の日
令和2年11月26日(木)
 - イ 決裁の方法
実施したパブリックコメントの結果を説明後、行政文書等管理委員会の意見聴取に係る決裁を仰ぎました。

意見聴取対象行政文書ファイル一覧

総括文書管理者：総務課公安委員会事務室室長兼次席

番号	中分類名	小分類名	行政文書ファイル名	媒体	作成・取得年(度)	管理区分	保存期間	保存期間満了日	満了時の措置	備考
1	意見、要望	処理(本年処理終了分)	意見・要望処理・H27	紙	H27	暦年	1年	H29.3.31	廃棄	
2	意見、要望	処理(本年処理終了分)	意見・要望処理・H28	紙	H28	暦年	1年	H30.3.31	廃棄	
3	会議	通知文等	会議開催通知等・H27	紙	H27	暦年	1年	H29.3.31	廃棄	
4	会議	通知文等	会議開催通知等・H28	紙	H28	暦年	1年	H30.3.31	廃棄	
5	その他	県議会関係依頼等	県議会関係・H27	紙	H27	暦年	1年	H29.3.31	廃棄	
6	その他	県議会関係依頼等	県議会関係・H28	紙	H28	暦年	1年	H30.3.31	廃棄	
7	その他	他の分類に属さない1年保存文書	他機関からの依頼・H27	紙	H27	暦年	1年	H29.3.31	廃棄	
8	その他	他の分類に属さない1年保存文書	他機関からの依頼・通知・H28	紙	H28	暦年	1年	H30.3.31	廃棄	
9	その他	1年以上の保存を要しない文書	他機関からの照会・回答・H27	紙	H27	暦年	1年未満	H29.3.30	廃棄	
10	その他	1年以上の保存を要しない文書	他機関からの照会・回答・H28	紙	H28	暦年	1年未満	H30.3.30	廃棄	
11	文書管理	文書管理者指名	文書管理者指名・H27	紙	H27	暦年	1年	H29.3.31	廃棄	